

Title	〔商法二六一〕 取締役の第三者に対する責任を追及する訴の裁判管轄 (大阪高裁昭和五四年一月一六日決定)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.12 (1985. 12) ,p.96- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19851228-0096

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二六一〕 取締役の第三者に対する責任を追及する訴の裁判管轄

大阪高決昭和五四年一月一六日
 昭五三(ワ)五八七号移送申立却下決定に対する抗告事件
 金融・商事判例五八一号一九頁
 判例タイムズ三八一号一五四頁

〔判示事項〕

商法二六六条ノ三の訴については、商法二六八条一項の専属管轄の適用がない。

〔参照条文〕

商法二六六条ノ三、二六八条

〔事実〕

本件抗告の相手方であるXは、本件抗告人Y₁会社に対する約束手形金請求、売掛代金請求と、本件抗告人Y₂(Y₁会社代表取締役)および同Y₃(Y₁会社取締役、代表権の有無は不明)に対する商法二六六条ノ三に基づく損害賠償請求を併合して、大阪地方裁判所に訴を提起した。

Y₁会社等は、右事件の東京地方裁判所への移送を申立てたが、却下された。

Y₁会社等は、次のように理由つけて、本件抗告に及んだ。すなわち、

①「商法二六六条ノ三は所謂取締役の第三者に対する責任を定めたものであり、取締役の責任を追及する訴は、同法二六八条一項により、Y₁会社の本店所在地の地方裁判所の管轄に専属する旨定められている」、

②「Y₁会社(抗告人)の本店所在地は東京都千代田区に存し、その管轄裁判所は東京地方裁判所であって、しかもその管轄は右に見た如く専属管轄である」、

③「原決定は、この点を看過し、民事訴訟法二七条を適用することなく、同法五条および二一条を適用して、本件移送の申立を却下したものであって、このことは専属管轄規定に違反する」と主張した。

なお、抗告裁判所は、本件「約束手形金請求の訴えについては民法一条、六条により東京地方裁判所及び千葉地方裁判所(松戸支部)に、売掛代金請求の訴えの管轄裁判所は民法一条、商法五一六条一項、民法五条により東京地方裁判所及び大阪

地方裁判所に、各管轄がある」と認定している。

〔判旨〕

本件抗告を棄却。

「商法二六八条一項は、同法二六七条、二六六条に基づき取締役の責任を追及する訴えについて専属管轄を定めたものであって、その趣旨は個々の株主が会社のために取締役の責任を追及する代表訴訟ばかりでなく、会社自身が取締役の責任を追及する訴えを含めて、株主の提起する代表訴訟の場合は会社または他の株主が、会社の提起する訴訟の場合は株主が、いずれも共同訴訟人として訴訟に参加することを容易にするためであり、株主以外の第三者が取締役を相手どって直接損害賠償の請求をする同法二六六条ノ三の場合を含まず、同法二六六条ノ三の場合には民訴法一条、一五条によるべきであり、一の訴をもつて数個の請求をする場合は同法二一条の併合請求の管轄によることもできると解すべきである。これを本件についてみるに、前示のように本訴中、売掛代金請求の訴については大阪地方裁判所にも管轄権があるから、商法二六六条ノ三の損害賠償請求の訴を併合して提起する場合には民訴法二一条により大阪地方裁判所に訴えを提起することができるものというべきである。」

〔評釈〕

判旨の立論に賛成する。

一 商法二六八条一項の「取締役ノ責任ヲ追及スル訴」の意味については、その条項の立法当初より、それは、「単に株主が

会社のために提起する代位訴訟のみならず、会社自身が提起する取締役の責任追及の訴をも包含する」と説明されており（大隅・大森・逐条改正会社法解説三〇一頁）、取締役の第三者に対する責任を追及する訴については、その説明に際して、それは眼中に据えられていない。そして、この「取締役ノ責任ヲ追及スル訴」について、専属管轄が定められている理由は、次のように説明されている。すなわち、商法二六八条二項本文により、「取締役の責任を追及する訴を会社が提起したときは株主が、また株主が提起したときは会社または他の株主が、すでに提起された訴訟に参加することができる」と解されるが、この参加を容易にするために、本店所在地の地方裁判所の専属管轄が規定されたと説明されるのである（鈴木・石井・改正株式会社法解説一八三頁）。この説明によっても、第三者の提起する取締役責任追及の訴は、意識の範囲内にはない。もっとも、右の説明に際して、「取締役の責任を追及する訴は誰が提起する場合にも、本店所在地の地方裁判所の専属管轄とし、さらに株主が代表訴訟を提起した場合には、会社に対しその訴訟を告知すべきものとする」との記述がある（鈴木・石井・前掲一八三頁）ので、その「誰が提起する場合にも」との表現を手掛りとして、会社と株主以外の第三者が提起する場合も含まれると解し得るやにも思われそうである。しかし、その前後の論述を斟酌して考えるかぎりでは、そのような理解はできない。

右のような立法当初の理解を踏まえて考察を進めると、取締

役に対する責任追及の訴でも、株主が会社のために提起する代表訴訟および会社自体が提起する取締役の責任を追及する訴以外の訴は、個々の株主や会社が共同訴訟人としてそれに参加することもできないものであり、そのような訴の管轄は、専属管轄ではないということになる（北沢「株主の代表訴訟と差止権」株式会社法講座三巻一一五三頁、同・注釈会社法二六八条注一（四卷五一七頁））。この考えは、本件判旨の採用する結論であり、現在、一般的に受け入れられている見解とも解される（前田・注釈株式会社法二六八条注二（上巻三二一頁）、境・基本法コンメンタール会社法二（第三版）三〇頁参照）。この意味で判旨の立論に賛成できる。

二 商法二六八条二項本文は、「株主又ハ会社ハ前項ノ訴訟ニ参加スルコトヲ得」と規定している。この規定について、株主または会社が代表訴訟に参加できることは、民事訴訟法の規定からしてもほぼ明らかであって、この明文規定の存在価値は、参加制限に関する商法二六八条二項但書、訴訟告知に関する同条三項および提訴株主の権利義務に関する同法二六八条ノ二の規定を引き出すことにあるとの見解がある（柳川「株主の代表訴訟について」法学新報五七巻八号九頁、一〇頁。なお、高鳥「代表訴訟に関する解釈上の諸問題」法学研究二四巻八号五六頁は、本文の柳川説のような立論可能性を立法当初から指摘している）。しかし、民事訴訟法の一般理論から認められる参加のみが許されるというのは、商法二六八条二項本文をことさらに設置した意味が無視されるので、同条項本文は、特に明文で共同訴訟的当事者参加を定

めたものと理解すべきである（北沢・前掲注釈会社法二六八条注五（四卷五一九頁）。なお、松田・会社法概論一四六頁、松田・鈴木・条解株式会社法（上）三二六頁は、共同訴訟的補助参加と解している。しかし、通説は、それを否定している。通説からの最近の説明としては、竹内「株主の代表訴訟」法学協会百周年記念論文集三巻民事法一八六頁参照。そして、このような強力な訴訟参加を容易にするためには、専属管轄の定めが目的にかなうことになる。取締役の第三者に対する責任追及の訴については、一般の民事訴訟理論により参加の可能性が決定され、右のように参加についての商法上の支援的な制度設定は予定されていないものと考えるべきである。

会社と株主以外の第三者に関して、そこまで配慮する必要はないからである。ここでは、株主の代位という機関的活動あるいは取締役と株主の構造的な馴れ合いが考えられないのである。従って、専属管轄の適用はないとする判旨立論は妥当と解される。

ところで、判旨は、商法二六六条ノ三の取締役の第三者に対する責任の場合、訴訟管轄につき民事訴訟法一条、一五条によるとしている。しかし、取締役の第三者に対する責任の性質について、不法行為ということを考えない立場からは、民事訴訟法一五条の不法行為地の特別裁判籍を持ち出すことに疑問が生ずることになる（取締役の第三者に対する責任について、大別すると、法定責任説と特殊不法行為責任説が対立しており、前説が有力であることについては、高鳥・会社法（改訂版）一八〇頁、一八一頁参照）。

昭和六〇年八月三日稿

加藤 修